

資料番号	2
------	---

令和3年11月19日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4934

広島県教育委員会会議録

令和3年9月10日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年9月10日（金） 13：00開会
15：38閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志	々	田	まなみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参与	重	森	栄	理
理事	榊	原	恒	雄
経営企画監	今	川	浩	之
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長	大	島		裕
文化財課長	白	井	比	佐雄
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一
学校教育情報化推進課長	沖	本	勝	豊
義務教育指導課長	矢	原	豊	祥
教育センター所長	杉	原	満	治
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋
豊かな心と身体育成課長	豊	田	由	之
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	桑	原	智	津子

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
日程第3	第2号議案	令和4年度県立高等学校の入学定員の策定について	8
日程第4	第3号議案	令和4年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について	10
日程第5	第5号議案	広島県立学校職員服務規程の一部改正について	11
日程第6	報告・協議1	令和4年度に使用する教科用図書の採択結果について	13
日程第7	報告・協議2	令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	14
日程第8	第4号議案	広島県生涯学習審議会委員の任命について	16
日程第9	第6号議案	教職員人事について	16

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、細川委員、志々田委員、菅田委員につきましては、オンラインでの参加となります。

なお、オンラインの会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面、教育委員会会議定例会と書いてあるA4の紙に記名いただくこととしております。あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

オンラインでの会議のため、説明者も座ったままでの説明となりますので、併せて御了承のほどお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第4号議案は、委員の任命に関する案件であり、第6号議案は、個別の人事に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第4号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命について、第6号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第4号議案及び第6号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

平川教育長： それでは、第1号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、今川経営企画監、説明をお願いいたします。

今川経営企画監： それでは、第1号議案によりまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明をいたします。

資料が二つございますが、まず、資料1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について御説明いたします。

この点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につきまして、毎年点検・評価を行うものでございます。

目次を御覧ください。報告書の構成でございますが、黒のひし形でお示ししておりますとおおり、まず、令和2年度の点検・評価の結果の概要を掲載し、続いて、32ページ以降に八つの施策ごとに、各取組の結果等の詳細を掲載しております。

また、最後に参考資料といたしまして、教育委員の皆様方の活動状況等を掲載しているところがございます。

それでは、資料の1ページから4ページを御覧ください。表にございますとおおり、八つの施策区分ごとに、評価の結果と評価の理由を記載してございます。

まずもって評価につきましては、「順調」、「おおむね順調」、「やや遅れ」、「遅れ」の4

段階としているところでございますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全国学力・学習状況調査をはじめとする各種調査が中止されたことにより、実績値を把握できていない取組がございます。

このことに伴いまして、資料の1ページの上段、コメ印でお示ししておりますとおり、評価の基礎となります指標の実績値が不明な場合は、評価を行っていない施策や、評価対象から除いている取組もでございます。そうした状況を踏まえまして、令和2年度における八つの施策区分についての評価結果は、「おおむね順調」が4施策、「やや遅れ」が2施策、「評価なし」を2施策としているところでございます。

それでは、資料の5ページを御覧ください。5ページから24ページにおきましては、主要施策実施方針に掲げる八つの施策ごとに、令和2年度の主な「成果」、「残された課題」、「令和3年度を取組方向」を整理し、施策に対する評価を行うとともに、学識経験者からいただいた御意見を掲載しております。

それでは、八つの施策のうち、主なものを御説明いたします。

令和2年度におきましては、コロナ禍にあっても、オンライン教材の開発等をはじめとする児童生徒の学びを止めないための取組や、オンライン、オンデマンドでの研修による教職員の資質向上等の様々な取組が行われたところでございます。

そうした状況の中でも、6ページから9ページに記載してございます、「2 『知・徳・体』のバランスのとれた『基礎・基本』の徹底」におきましては、6ページ上段に記載のとおり、小学校低学年段階における学習のつまずきの要因や背景を把握し、個別の支援を行うための広島県学びの基盤に関する調査の研究開発が進むとともに、7ページ下段に記載のとおり、SSR（スペシャルサポートルーム）における学習支援などの取組により、不登校等児童生徒への支援を充実させてきたところでございまして、引き続き個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実を図っていく必要がございます。

また、10ページから12ページに記載をしております、「3 『これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び』を促す教育活動の推進」におきましては、11ページ上段に記載しておりますとおり、生徒一人一人の学びの在り方に焦点を当てた効果的なカリキュラムや先端技術の導入に向けた県内4地域での実践研究や、主体的な学びの実現に向けた授業研究が各校で実践されたところでございまして、今後は実践事例やノウハウの普及、学校全体でのカリキュラム開発に取り組んでいく必要がございます。

こうした取組に対しまして、外部有識者の方々からは、「SSRの取組について、取組の成果をどのように見取ろうとしているのかという点は今後の課題であると考える。」「ウィズコロナの時代に、『対話的』な学びや異文化交流を行うための手立てやコミュニケーション方法の開発に関して、教育委員会が主導的な役割を果たすことが求められている。」といった御意見を頂戴しております。

ただし、これらの項目につきましては、全国学力・学習状況調査をはじめとする各種調査が中止されるなど複数の指標で実績値が不明であったことから、これらの施策につきましては評価を行っていないところでございます。

次に、21ページから22ページを御覧ください。「7 安全・安心な教育環境の構築」につきましては、安心・安全な教育環境の構築に向け様々な取組が進められましたが、「土砂災害特別警戒区域に位置する建物を有する県立学校に対する安全対策の実施率」や、「防災に関する資料を活用した各教科等の授業における防災教育の実施率」といった多くの指標で実績値が昨年度を下回っており、施策全体としては取組がやや遅れている部分が見られるため、「やや遅れ」としたところでございます。引き続きハード、ソフトの両面での安全対策を着実に進めていく必要がございます。

最後に、23ページから24ページを御覧ください。「8 生涯にわたって学び続けるための環境づくり」につきましては、県立図書館や県立文化施設におきまして、新型コロナウイルス感染症に対応した様々な取組を実施いたしましたが、施設休館等の影響によりまして、歴史民俗資料館、歴史博物館及び頼山陽史跡資料館の3館の入館者数、利用者数の指標において実績値が大幅に減少したため、施策全体では取組がやや遅れている部分が見られると評価し、「やや遅れ」といたしました。今後も引き続き新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、持続可能な活動の在り方を確立していくとともに、コロナ禍におきましても、優れた文化に親しむことができる環境づくりに努めていく必要がございます。

特筆すべき事項の概要説明は以上でございます。

なお、この「点検・評価」につきましては、今月22日の県議会の文教委員会で説明させていただいた後、教育委員会のホームページにおいて公表する予定でございます。

続きまして、資料2、「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針につきまして御説明をいたします。

資料2の1ページを御覧ください。第1の趣旨でございますが、令和3年2月に策定をされた大綱によりまして、本県教育の基本理念や目指す姿に加え、これらに基づく今後5年間の教育施策の基本的な方針、方向性が示されたところでございます。

この基本的な方針、方向性に基づきまして、大綱の目指す姿の実現に向けて、教育委員会が取り組む施策全体の進捗を把握、評価していくことができるよう、令和2年12月に策定されました「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンアクションプラン」や各種の個別計画等を基にいたしまして、令和3年度から令和7年度にかけて教育委員会として取り組む施策を体系的・俯瞰的に整理し、その全体像を示した実施方針をこの度作成したところでございます。

この実施方針に基づきまして、令和3年度以降の点検・評価を行うこととし、実施方針の内容につきましても、この点検・評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえまして、PDCAを回しながら、適宜見直しを行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。少し気付いた点を申し上げたいのですが、例えば、点検・評価の結果に関する報告書の47ページの事業指標の平成28年度から令和2年度までの実績値と目標値のところ、その他にも全国平均以上とか全国平均以下という記述をいただいているところがありますよね。私、全国の教育委員協議会に出席をさせていただいて、全国の状況が、その県の地域性や経済力の違いでありますとか、また児童・生徒数の違いでありますとかばらばらでありまして、その辺りのところを一律に、全国平均以上、以下と括って目標掲げるのは非常に分かりやすいのかもしれないのですけれども、県として、例えば同じ児童・生徒数や経済力のある県とか、目標としている都道府県など、そういう指標、目標値もお持ちであるのか、又は持つべきであるのかということをお教えいただきたいと思っております。

竹志高校教育指導課長： 今言っていただきました部分につきましては、就職者数や離職率になりますけれども、これにつきましては、先ほど言うてくださったとおり、子供が努力しても周りの社会環境等によって変わったりしたりすることがあります。また、県によってということもあり、何を目標にしていくかというのは私どもも悩んでいるところでありますので、それが本当にいい書き方ではないかもしれませんが、全国平均以上という書き方にしているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。

あと、37ページは全国学力・学習状況調査の結果について書かれておりますけれども、いろいろな指標を比較するときに、各県の教育委員の発言などを聞いておりましたが、規模の違いとか経済力の違いなど様々な状況がある中で、一律全国平均以上とか以下と比べるのがいいのかということを実感しているところです。似通った都道府県と比較することで、そこよりも目標が高いとか、もう少し頑張らなくてはいけないということをお聞きしたのと、持つべきだろうかということをお聞きしました。

平川教育長： ありがとうございます。

それでは、これは指標になりますので、学びの変革推進部長、お願いします。

富永学びの変革推進部長： 委員御指摘のように、やはり全国平均ということでは一律に比較するということは今課題として御指摘を受けておりますので、県の規模や生徒数の状況ですとか、そういったことも含めて今後に向けて検討していきたいと思っております。

細川委員： ありがとうございます。もう1点質問なのですが、これはどちらにも書いてございますが、資料2の主要施策実施方針（案）の14ページを御覧ください。上の方の（3）のKPIですけれども、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が、令和4年度から令和7年度までずっと80%を指標とすることになっているのですけれども、一見しますと、もうこれは80%止まりでいいのかなという感じもするわけです。ただ、こういったものは教員の主観的なものが入るとお聞きしておりますので、希望的観測で、90%とか100%とかにすることも正しくないかもしれないのですけれども、令和7年度まで80%で推移すればいいのだとも読み取れますので、その辺りのところについ

て何かお考えがございましたら教えていただきたいと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 指標につきましては令和7年度までずっと80%ということを示しておりますけれども、実際としましては、今は72.9%ということで目標に達していないという状況がございます。まずはこの80%に達するということが一つの目標になりますが、先ほど、細川委員から御指摘があったように主観が入りますので、どこまでいっても100%にはなかなかならないとは思いますが、80%が見えてきたところで、改めてやはりこれはもう少し上げてみようということも考え方としては当然あると思いますので、引き続き状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

中村委員： 点検及び評価の取りまとめ、御苦労さまです。

令和2年度コロナウイルスの感染拡大に翻弄された1年だったと思いますが、その1年間の結果について、「おおむね順調」、「やや遅れ」と「評価なし」で分かれておりますが、内容を拝見しますと、そういう制約のある中でもオンラインの研修、あるいは電話相談等でできることを一生懸命取り組んでいただいたことによって、特におおむね順調になっているところ、成果、実績値も向上しているといったところが記載されております。この評価は妥当だと感じますし、実際そういった努力で成果を上げられていることに敬意を表するところでございます。

「評価なし」のところも内容を細かく見ていくと、同じように努力をしていただいた結果が現れてきているのではないかなと思いますので、評価をするとしたら、「おおむね順調」なのかなと感じたところなのですが、指標の調査自体が行われていない等で実績値が出ていないところについては、「評価なし」ということは仕方がないのかなと感じました。

その一方で、先ほど御説明にもあった、資料1の81ページからの「8 生涯にわたって学び続けるための環境づくり」のところの博物館、資料館、3館の入館者数、これも正にコロナの影響だと思いますけれども、休館等で大幅に利用者、入館者数が減少したということで、この指標が大変よくないので「やや遅れ」とされています。これも、決して現場の努力不足ということでは全くなくて、正にコロナの影響でなかなか思うように数字が上がらなかったということではありますけれども、現場ではできる限りのことをされていると聞いておりますので、実績値が出ている以上は、残念ながらこういう評価になるのは仕方ないとは思いますが、厳しい環境の中でいろいろしっかり努力をいただいていると思います。

今回いろいろとオンライン、オンデマンド等の取組をされた中で、実際に集合してもらった研修等にはない、遠隔地にいたままでも参加できる等のオンラインの良さもあると思いますので、コロナが収まってもハイブリッド開催等を行うことでコロナ前以上の成果が上がってくることもつながってくるのではないかなと期待しておりますので、そのように引き続き取り組んでいただけたらと思います。

平川教育長： それでは、今、研修の話が出ましたので、教育センター所長から何かあれば。

杉原教育センター所長： 本年度、御指摘のようにコロナ禍で集合による研修が非常にやりにくい状況が多々ございました。そういった中で、オンラインによる研修が今年度かなり定着してきておりまして、特に6年目研修等々で実施しておりますPBLの研修におきましては、ほぼオンラインの形で完全な内容で実施することもできているところでございます。

ただ、課題といたしましては、初任者等々、学校に少数しかいない者の研修につきましては、ハイブリッド等も含めて検討していく必要があると考えております。

近藤委員： 3点ほどお聞きします。

資料2の実施方針の13ページ、「1 教職員一人一人の力を最大限に発揮できる環境の整備・働き方改革の推進」のところですか。(1)の5年間の取組のところなのですが、資料1の20ページで、外部委員の先生から働き方改革について、「どうすれば教員の高いモチベーションを維持することができるのかを考えて、子供が成長した姿を見る機会を確保し、そこにモチベーションを見いだせるために質的な働き方改革も必要である」と御指摘をいただいているかと思えます。

これまでどちらかというと、制度的、まずは枠組みを作っていくことで働き方改革を進めてきたところがあったかと思うのですが、これからの5年間では、この指摘にあるような質的な働き方改革というものも考えていく必要があるのかなと感じたのが1点です。

2点目が、資料2の19ページ、「2 文化財の継承のための環境づくり」のところになります。今年、文化財保存活用大綱ができて、5年間の取組のところ、一つ目の丸は

それに基づいて各市町で地域計画を作っていくってくださいますというところが1番に上がっているのだと思います。2番目、4番目の取組の項目が全体として大きいというイメージがあって、文化財の適正な保管を図るとともに調査・研究を進め、それを県民に提供するというところなのですから、この5年間で、まず何を優先的に取り組んでいくのかということがもう少し出てきた方がいいのかなと感じました。

最後が、形式的なところになるかもしれないのですが、資料2の2ページ目の成果指標です。この成果指標が、恐らく「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンアクションプラン」の中から出てきている指標だろうと思うのですが、この成果指標だけがぼんと上がると、何故これが出てくるのかと少し不思議な感じがします。上の方は『広島県 教育に関する大綱』に基づき」というような説明があるのですが、この成果指標にも、どこから出てきた成果指標なのかというのを書いた方が分かりやすいと思いました。

平川教育長： それでは、まずは質的な働き方改革につきまして、学校経営戦略推進課長、お願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： 近藤委員御指摘のとおり、やはり子供が成長する姿というのが教員のモチベーションにつながるというのはおっしゃるとおりだと思っております。本県でも校長会等、機会を捉えて働き方改革をそもそも何のためにやるのかという、その趣旨について校長等にも伝え、やはり子供が成長していくために教員も変わっていかないと。それは遅くまで仕事をすることではなくて、自分の時間を有効に使い、自分たちも成長していく、これが学びの変革につながるということを、管理職を通じてしっかり教員に伝えてほしいという話もしております。教員自身が元気で学校の教育活動を行うことで、子供が成長していくと。それを見て教員がまた成長していくことを目指すという好循環になればいいかなということで取組を進めております。

平川教育長： それでは、先に三つ目の御質問、実施方針の成果指標について、経営企画監、お願いいたします。

今川経営企画監： 資料2の冒頭に掲げております成果指標でございますが、委員に御指摘いただいたとおり、広島県の総合計画において成果指標として掲げたものをここに掲載しております。設定の考え方といたしましては、子供たちがどのように変容していったのかということが最終的に我々の目指していくべき姿であり、そういった指標を最終的なアウトカムとして掲げているところで、ここに置いております。

どうしてこういう指標を掲げているのか、また、KPIとはどう違うのかといった点につきましては、いろいろな機会を捉えて丁寧に説明して周知を図っていきたくて考えております。

平川教育長： 二つ目の御質問の文化財の継承等につきましては、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

2点の御質問について、近藤委員、いかがでしょうか。

近藤委員： 成果指標のところ、ここから持ってきていますというのを書くのは難しいのですか。当然の前提なので、ひろしまビジョンに基づいているものだからということになるのでしょうか。

今川経営企画監： 出どころとしましては、おっしゃったとおりひろしまビジョンから持ってきておりますが、私どもとして目指す姿というものを表現するものでございますので、こういった項目について、こういう数値を目指していきたいという意味で書いております。

ですので、ひろしまビジョンから持ってきましたということまでは表現する必要はどうかと考えているところでございます。

近藤委員： 分かりました。

平川教育長： お待たせいたしました。二つ目の御質問の文化財の継承と、大綱との関係について、文化財課長、お願いします。

近藤委員、申し訳ありませんがもう一度、二つ目の質問をお願いできますでしょうか。

近藤委員： 文化財の継承のための環境づくりで、5年間の取組が4点ほど記載されておまして、今年策定された文化財保存活用大綱に基づいて、一つ目は、まずこの5年間で取り組むこととして、市町に地域計画を作りたいということなのだろうと理解しました。

二つ目、四つ目については一般的と言いますか、例えば四つ目ですけれども、文化財の適正な保管を図って調査・研究を進め、その報告書などを県民に提供するというのは、この5年間にかかわらずこれまででもしてきたし、これからはずっと継続して行っていくことなのかなと思ったのです。この5年間において、この中でも特にどういったことを優先的、積極的に取り組んでいくのかという、もう少し具体的なものがあってもいいの

かなと感じたのですが、いかがでしょうか。

白井文化財課長： 今の5年間の取組といたしましては、現在のところ、特に民俗文化財に関する民俗芸能緊急調査、祭り・行事調査を行うことにしております。

近藤委員： その点が二つ目に掲げられているということなのですね。

四つ目については、それを踏まえてということになるのでしょうか。

白井文化財課長： 歴史民俗資料館等における調査・研究につきましては、歴史民俗資料館や歴史博物館など、地域の文化財に関する情報を積極的に発信していくことで、例えば方法論的にもデジタル技術を活用したものをさらに進めるといったような趣旨から、この内容を書いております。

志々田委員： 報告書を丹念に作っていただきましてありがとうございました。

こうした点検・評価報告というのを実施方針の5年間を一つのタームにして区切っているということは、令和2年度というのは節目の年だったわけですね。そうすると、今日お渡しいただいているこの資料は、平成28年度から令和2年度までの5年間の歩み、評価というものを総括したものになっているのだと思います。

でも、実際には令和2年度のもを令和3年度にどう取組を変えていくのかということだけが書かれていて、この5年間がどうだったのかという総括がされていませんよね。やはり評価というのは短期、中期、長期という形で、大所高所から見ていく必要があると思うので、この5年間というタームで見たときに、広島県教育委員会の取組は良かったのかどうか、このやり方ではない方がいいのではないかということをお初めにチェックすることができると思うのですが、この5年間でどうだったのかということをお聞かせいただいてもいいですか。

今川経営企画監： この5年間で総括ということでございます。

確かにそのようにまとめた部分はありませんけれども、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症という不測の事態がございまして、当初の目標自体が達成できなかった数値がたくさんある中で、評価できない、やや遅れといった評価をせざるを得なかったところが多数ございます。

一方で、この指標等の経年変化等を見ますと、昨年度を除きましては、基本的に右肩上がり、着実に実績は上がってきたものと考えております。ですので、大幅な目標値の修正を強いられたという年度もございませんし、この5年間というのは、おおむね目標が見て達成できてきた5年間であったかと考えているところでございます。

志々田委員： 必ずしも進捗率が100%である必要はないとも思うのですが、やはりここで出てきている進捗率が振るわなかった部分とか届かなかった部分に対して、次の5年でどうするのかということが次の実施方針を作っていくときのとても大事なデータの一つになるとすると、いつも私、この評価の話をする大綱と実施方針とビジョンとの整合性のお話をしますが、やはりその噛み合わせがまだ少し揃っていないように思います。では、どのタイミングでどういうふうになるのかというのはまた難しい話にはなると思いますけれども、少し中長期的に考えて、評価の結果が次の計画にきちんと反映されるようなサイクルで回していくということをお少し考えていただければなと思っております。

今川経営企画監： ありがとうございます。この度取りまとめました実施方針というのは、昨年度策定をされました県の総合計画、また教育に関する大綱といったものに沿った形で組み立てているものでございます。

おっしゃいますとおり、令和2年度の実績が出切らない中で、計画なり大綱なりというものが確かに出ているところではございますが、それを策定するに当たりましては、当然前計画の期間の振り返りというものをしっかりした上で作成されたものと考えております。

この令和2年度の最終的な点検・評価自体は反映し切れてはいないかもしれませんが、一定以上の振り返り、総括というもので、令和3年度以降の方向性というものは定められているものと考えております。

菅田委員： 今、歴史博物館にいますので質問するのですが、歴史博物館と歴史民俗資料館と頼山陽史跡資料館の利用者数がコロナ前は4万4,000人ぐらいで、コロナの影響で1万2,000人ぐらいになって、今年も1万2,000人ぐらいだと。令和4年度から令和6年度までは、KPIの指標の人数が通常どおりの人数より下がっているのは、やはり入場制限や予約制等を令和6年度ぐらいまでコロナ対策で続けるからこういう数字ということなのでしょうか。

白井文化財課長： この数値はそのような制限をかけるというようなことではなく、ウィズコロナの時代

の中で、直接来館される方は減ったとしても、デジタル技術を応用し、徐々に利用される方が増える、デジタル技術を使って情報を受け取られる方が増えていくという前提でこういう形で整理をさせていただいております。

菅田委員： 今後は、例えば入場制限や予約制というのは考えてはおられないのですか。

白井文化財課長： コロナの感染状況によってはそのような手段を取る場面も生じてくるかとは思いますが、現時点では来年度、直ちにそのようなことを考えるということではございません。

菅田委員： 分かりました。

それとあと、もしかしてコロナの影響があるのかなと思う数字が、資料2の5ページ目で、運動やスポーツがやや嫌いとする生徒の割合ですが、例えば今、マスクをしていたら運動すると苦しくなることなどが原因で、運動やスポーツを嫌いになっている子がいるのでしょうか。ここは令和元年度以前ぐらいまではどれぐらいの数値だったのですか。

豊田かな心と身体育成課長： 令和3年度からの目標ですけれども、運動やスポーツが好きな児童生徒を増加させることに変更しております。令和2年度までは体力向上が目標であったところなのですけれども、まずもって、運動やスポーツ嫌いをなくしていき、結果として児童生徒の体力向上を図っていくというところであります。

それから、現状値として令和元年度の数値を示しておりますけれども、令和2年度のところで申しますと、やはりコロナの影響として、運動する機会の減少やマスク着用などの活動制限もあり、児童生徒が運動の喜びを感じさせられる活動が減少したことなどから、数値が下がっている可能性があるかと推測しております。

菅田委員： 分かりました。安全をしっかりと確保して運動が好きになるような仕向けというか、授業展開をやっていただければと思います。

中村委員： 少し細かい数字になるのですけれども、資料1の51ページに、学びの変革を理解している県民の割合がありますが、これが令和元年度は63.6%だったのが令和2年度には30.4%ということで、半分以下に落ちています。ここにはアンケートの対象者及び選出方法を変更したと書いてありますが、具体的にはどう変更したのか教えてください。

それから、新しい実施方針にはこのKPIが出てきていないと思うのですが、調査なので同じやり方で続けてやらないとあまり意味がないと思うのですが、この学びの変革を理解している県民の割合を上げていかないといけないと思うので、有識者のコメントにもありますけれども、3割ということであれば今後もこの数字を同じアンケートのやり方で追っていくということにした方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

糸崎秘書広報室長： 委員御指摘のとおり数字が63.6%から30.4%に下がっておりまして、令和元年度までは、アンケートというよりはモニター調査のような形でやっておりました。母数が1,000人ぐらいというのはどちらも変わっておりませんが、令和元年度までは教員がかなり入っておりました。教員なので当然高い数値が出ていたのですけれども、教員の数字を除くと、数値的には30%を切るぐらいの数値でございました。このままだと、数値が一般の方のみの場合より上振れするので、ここをフラットにしていくため、教員はやめて一般の方だけという完全なモニタリングのような調査形式に変更した結果でございます。実質的には数値は僅かながらに上昇しているぐらいの数値かなと認識しておりますが、同じ調査方法ではないので、きっちりした比較はできないかと思っております。

KPIの方に反映されるかどうかということですが、これも取組は取組として別な形で、この部分だけを特化した取組という形でできないものですからKPIの方に載せてはおりませんが、これからはアンケート調査として、今のような形のものを続けていきたいと思っております。

中村委員： 現状が30.4%よりも低いところから上がってはきているということなのですが、非常に残念な数字であるというのが事実だと思いますので、このKPIを入れるかどうかはともかくとして、やはりこれを上げていく努力と、推移が変わっていくことは必要だと思いますのでよろしくお願いします。

糸崎秘書広報室長： おっしゃるとおり、県教委が今こういう取組で学びの変革を進めているということを一一般の方々にも知っていただくために、広報の面でも進めていきたいと思っております。

菅田委員： 学びの変革を理解しているかどうかですけれども、やはりお子さんがいない方は少し関心が薄れていると思うのですけれども、私の所属している団体では月2回ほど例会があって、ゲストを呼んでスピーチしてもらっています。今年は青少年育成というテーマで広島の学びの変革とか福山の教育の現状などを講演していただくことになっています。

委員の皆さんも所属団体でそういった機会があれば是非設けていただいて、県民の皆さんが理解を深めていただくようにしていただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第2号議案 令和4年度県立高等学校の入学定員の策定について

平川教育長： 続きまして、第2号議案、令和4年度県立高等学校の入学定員の策定について、杉本
学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは第2号議案によりまして、令和4年度県立高等学校の入学定員の策定につ
きまして御説明いたします。

資料1ページをお開きください。まず、「1 入学定員策定の設定条件」でございます。
(1)にお示ししておりますように、入学定員策定の基礎となります中学3年生在籍者
数は2万5,206人、前年度と比較いたしまして645人の増となっております。この2万
5,206人を基に設定進学率や公立受入率などの設定条件を加味いたしまして、令和4年度
の入学定員の案を策定しております。

「2 受入計画の内容」を御覧ください。下から5行目でございますように、来年度
の公立受入数につきましては1万5,673人としております。このうち全日制本校で受け入
れる人数につきましては1万5,280人とし、これに対応する学級数は382学級、今年度と
比較をいたしまして320人、8学級の増としております。

なお、その下でございます全日制分校及び定時制の学級数につきましては、今年度と
同数としております。

「3 学級増減の状況」を御覧ください。まず昨年度、一番右側ですけれども、安芸
高等学校及び呉昭和高等学校の生徒募集停止を決定しております。したがって、こ
の2校につきましては、1学年2学級ずつでございましたので、4学級の減となります。

また、中学3年生在籍者数が645人増加することや、今年度の各学校の入学状況等を
踏まえまして、地域ごとのバランスを考慮し、学級増の欄にお示しをしております学校
につきましてそれぞれ1学級増をするということで、12学級増やしまして、トータルで、
県全体で8学級の増としております。

なお、今回、生徒募集を停止することによりまして、その地域の中学3年生の進学先、
これをしっかりと確保していく必要があると考えておりまして、安芸高等学校が所在す
る広島市東区の中学生在が最も多く進学をしている安芸府中高等学校、府中町にございま
すが、こちらを1学級増といたしますほか、東区の温品や福木、この辺りの地域からバ
ス路線が出ておりまして、なおかつ安芸高等学校と同じ総合学科の高陽東高等学校、こ
れを1学級増としております。

また、通学の利便性が比較的高い学校として広島国泰寺高等学校、広島井口高等学
校を学級増とすることによりまして、広島市域全体で中学3年生の進路先の確保を図っ
てまいりたいと考えております。

また、呉昭和高等学校につきましては、呉市内の中学3年生、今回減少いたしますけ
れども、昭和地区から進学者の多い熊野高等学校、こちら今年度は40人の定員割れがご
ざいましたけれども、この学級数を据え置きまして、呉市北部地域における中学3年生
の進学先の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、昭和地区だけでなく、呉市全域から中学生在が進学をしております呉三津田高等
学校、こちらを学級増することによりまして、呉市域全体で中学3年生の進学先の確保

について配慮してまいりたいと考えております。

なお、県立商業高等学校の4校、尾道商業、広島商業、呉商業及び福山商業の各高等学校につきましては、7月の教育委員会会議におきまして、令和4年度から既存の複数学科を発展的に統合し、商業の単一学科、情報ビジネス科へ学科改編することを決定いただいたところでございます。

このことから、各高等学校の既存の複数学科を募集停止といたしまして、情報ビジネス科において新たに募集を開始することとしております。これに伴う当該4校の学級数の変更は行わず、高等学校の学級数につきましては、それぞれ今年度と同数としております。

資料の2ページでございますけれども、大学科ごとの定員をお示ししております。全日制本校で320人、8学級の増ということでございます。

資料の3ページには、個別の市立学校を含めました県内全ての公立高等学校の学校別の入学定員を、資料の5ページには、県内の公立高等学校の配置図をそれぞれ添付しておりますので、また御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。募集停止になった地域に対して、きちんとそれが補えるように補完していただいている計画なので、このこと自体は御提案どおりでいいと思うのですけれども、今回のこの定員のことについて、広島市、それから広島県内の私立の学校とこうした募集の入学定員のお話というのは、きちんと相談や協議ということをしておられるのかどうかお聞かせください。

杉本学校経営戦略推進課長： 公私立高等学校連絡協議会と申しまして、私立学校の協会の役員の方と県教委とで協議を持つ場面を設けており、例年、この定員を決める前に会議を開いております。ただ、志々田委員がおっしゃるような形での内容というよりも、平成12年度の入学者選抜のときに、それまで入学定員の配分を公立は7割をベースに、例えば今年度は69.5対30.5にしようとか個別に毎年定めていたものを、やはり生徒がどんどん減ってきておりますので、私立の学校につきましては学則定員をベースとした募集をさせてほしいということがございました。

一方で、公立だけが全てを減らすというわけにもなかなかいかないところがございまして、お互いに、では公立はこれまでどおりおおむね7割というところで定員を張り、私立学校の方は学則定員をベースにと。足すと100を超える状態で、平成12年度以降の定員をお互い張っているという状況がございまして。

したがって、個別に具体的に突き合わせということはないのですけれども、年々地域ごとの生徒減の状況、あるいは今回みたいに増になることもありますので、その辺りの資料については、お互いに提供しながら話し合いはしております。ですが、今年度につきましては、コロナで緊急事態宣言が出ておりますことから、会議の場が持たずに書類の交換だけという形になってございます。

志々田委員： ありがとうございます。子供の数がまたぐっと減っていく段階にあると、ライバルではなくやはり同じ教育を提供し合うパートナーだと思いますので、是非その協議の場をしっかりと充実させていくことが今後大事なのかなと思います。特に今、これから広島県は入試の在り方を変えていったりとそうした様々な改革もしていくので、それに対してやはり他の市町や私立との足並みを揃えていき、広島県の子供たち全員のことを考えていかないといけないと思いますので、是非ともその三者間の協議をもっと綿密にしていただけたらいいなと思っております。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。今回、呉昭和高等学校と安芸高等学校の募集停止に際して、県議会からも、やはり市町含めてしっかりと議論してほしいという意見もいただいております。引き続きより一層連携を図っていくように取り組んでいきたいと思っております。

中村委員： 気になるのが、令和4年度の定員は中卒見込者数が増えるということで学級が全体としては増えるわけですが、長期的に見ると減っていく傾向ですよね。いろいろ綿密に考えていただいて学級増の高校も決めていただいているわけですが、この場で説明していただくことはできないと思いますが、計画とまではいなくても、今後の長期的な見通しというか、そういうものはやはりお持ちいただいているということでよろしいですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 委員御指摘のとおり、この場で具体を申し上げることはなかなか難しいのですが、内部的にずっと議論はしております。一方で、地域の事情、中山間地域もあれば都市部もあり、やはり都市部においては、今回2校を募集停止する際に、他に通える学校がある

というところは非常に大きな違いだと思っております。そういったことを含めて、引き続き検討していきたいと思っております。

中村委員： 当然場当たりに決めていくことではないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、志々田委員からも御指摘がありました。公立受入数というのは、ここにある予定の数や実績値というのは実際には外れてくると思えますし、先ほどの御説明だと合計して100を超える数字を設定していてもどちらかが定員割れを起こすということですよ。ここの考え方というのは、公立高校の在り方、位置付けと言いますか、大変重要な点なので簡単に決められることではないと思えますが、私立は経営に関わることも思えますし、この辺りもいずれ突っ込んだ議論をしていかないと、これもまた問題がだんだん大きくなっていくところだろうと思っておりますので、こちらの検討もお願いしたいと思っております。

杉本学校経営戦略推進課長： 今、県立高等学校の在り方に係る基本計画、こちらは平成26年度に策定しております。おおむね考え方が大きく変わるということではないかもしれませんが、この計画自体も10年が経過しようとしておりますので、この機にあわせて関係機関と連携を取りながら、引き続き検討を進めたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第3号議案 令和4年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、令和4年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定につきまして、玉木特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

玉木特別支援教育課長： 第3号議案によりまして、令和4年度県立特別支援学校高等部入学定員の策定について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。まず、1の職業コースを除く普通科でございますが、これまでと同様に、学校教育法施行令第22条の3に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者である者について入学者選抜を実施し、当該県立特別支援学校高等部の教育課程を履修することが可能な能力、適性等を有する者を入学させることとしております。

このため、入学定員は教育長が別に定めることとし、入学者選抜実施要項において若干名とする予定でございます。

次に、2の普通科職業コースでございます。福山北特別支援学校及び広島北特別支援学校の普通科職業コースにつきましては、それぞれ16名、2学級を入学定員とするものです。

最後に、3の専門教育を主とする学科でございます。広島中央特別支援学校の保健医療科、専攻科医療科及び専攻科保健医療科につきましては、それぞれ8人、1学級を入学定員とするものです。

いずれも令和3年度と同様の入学定員を設定したいと考えております。

なお、2ページ以降には、近年の入学者選抜の実施状況に関する資料等をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。特別支援学校への入学者は年々増えていっていると思っておりますが、令和4年度の入学者定員についても例年どおりだということござい

いますが、これはこれで十分生徒の希望に沿っているということですのでよろしいのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： おっしゃるとおりでございます。

細川委員： 分かりました。職業コースについても御質問させていただいたこともありますし、また、学びたいのになかなか学べないということのないようにしていただければと申し上げたいと思います。

中村委員： 特別支援学校の入学定員ということなのですが、パラリンピックを見ていてとても感動しましたし気付きも多かったのですが、この特別支援学校、例えば知的障害なら知的障害で学校を選ぶとした場合に、当然通える、通えないが大きいとは思いますが、部活のような要素というのは実際にはどのような感じなのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： 特別支援学校での部活動についてですけれども、学校によって様々ではあります、例えば聴覚障害の広島南特別支援学校であれば、卓球が非常に盛んです。知的障害特別支援学校でも、毎日の部活動は難しいですけれども、週に1回、あるいは月に何回という形で、自力で通える子という限定、あるいは保護者送迎ができる家庭ということにはなりませんけれども、ソフトボールであったりとか、冬であればサッカーをしてみたり、バスケットボールをしてみたりというような活動はございます。

中村委員： そういった部活動を目当てに学校を選ぶというような状況までにはないという理解になっていますか。

玉木特別支援教育課長： その部活動があるからこの学校をとということではなく、特別支援学校の場合は就学エリアも決まっておりますので、それに応じて入学してくるということでございます。

中村委員： 分かりました。部活動というか、そういうところもとても大切だなと改めて感じましたので意見として言わせていただきました。ありがとうございます。

玉木特別支援教育課長： ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第5号議案 広島県立学校職員服務規程の一部改正について

平川教育長： 続きまして、第5号議案、広島県立学校職員服務規程の一部改正につきまして、大島教職員課長、説明をお願いいたします。

大島教職員課長： それでは、第5号議案により広島県立学校職員服務規程の一部改正について御説明申し上げます。

令和3年10月から一部の県立学校において職員の出勤簿の整理保管及び休暇の届出等について、これらを管理する出勤簿・休暇申請システム、いわゆる総務事務システムを先行導入いたします。

なお、この総務事務システムについては、令和2年3月に改定いたしました学校における働き方改革取組方針において、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備としてICTを活用した事務の省力化の検討を行うこととしており、職員の出勤簿の整理保管及び休暇の届出等に係る事務処理について業務の効率化を図るため、このたび県立学校に導入することとしたものでございます。詳細については、別紙「総務事務システムの導入について」に記載のとおりでございます。

このことに伴い、県立学校に勤務する職員が総務事務システムを利用し、休暇の届出等を行い、システム上において出勤簿の整理保管を行うことができるよう、広島県立学校職員服務規程に総務事務システムによるこれらの取扱いを追加するものでございます。

施行期日は、令和3年10月1日でございます。

なお、全ての県立学校における総務事務システムの本格導入は、令和4年1月以降を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。省エネ化はいいことだと思うのですが、先生方が自分たちで入力する形に変えるということですが、現在はどうなっているのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 現行は、例えば旅費ですと紙の旅行命令簿がございまして、これを教員がそれぞれ書いて決裁をもらいます。その決裁されたものを、今度は事務職員が総務事務システムに打ち込むという状態になっております。今回、教員が直接入力するということになりますと、紙をなくすことにもなります。

志々田委員： それはいいことだと思いますが、プラスして、そのチェックは誰がなさることになるのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 教員の旅行命令のチェック等は教頭が行い、最後は事務職員が入力をしますので、そこで再確認することになっております。

志々田委員： なるべくチェックもしやすいようなシステムに入れていただければと思います。先生の業務は減っても事務職員の手間が増えたら意味がないので、是非トータルで省エネになるように努めていただければと思います。

細川委員： 御説明ありがとうございます。最後のページに先行導入校と導入スケジュールが記載されておりますけれども、広島皆実高等学校と呉宮原高等学校を協力テスト校とされているのですが、この7月、8月にやられてみて、改善して良かった点や課題などがあれば教えていただけますか。

杉本学校経営戦略推進課長： 現在は紙でチェックし、最終的な出勤簿の整理は事務職員の方で行っており、これを教員がいつでも自分の状態を見られるようになっておりませんので、こういったシステムを使うことでいつでも自分の状況が確認できるという点については便利だという声をいただいております。

一方で、まだ始めたばかりですので、慣れるまでは事務職員がチェックするのに少々時間がかかるかとかそういったところは出てくるかなと思いますが、徐々に慣れてくればスムーズにいくかなと思っております。

細川委員： ありがとうございます。それに伴って、11校ほど先行導入校をお決めいただいているのですが、これは地域性とか規模とか、工業とか商業とか福祉とかいろいろな分野、それも勘案して選ばれたのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 地域性もちろんありますが、容量の確認のために、できるだけ多くの生徒がいる学校という視点もあわせて選ばせていただいております。

細川委員： 理解いたしました。協力テストを含めまして、令和4年1月からの全校導入にスムーズに移行できますように、これからもよろしく願いたいと思います。

菅田委員： このシステムに関してなのですが、これは自宅のパソコンからも入力できるのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： システムへの入力は学校の端末で行いますので、学校で使うことになろうかと思いません。

菅田委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 令和4年度に使用する教科用図書の採択結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、令和4年度に使用する教科用図書の採択結果について、矢原義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

矢原義務教育指導課長： それでは、令和4年度に使用する教科用図書の採択結果について御報告いたします。資料の1ページから42ページまでが県立学校、43ページが市町立義務教育小学校の資料となります。

それでは、まず、県立学校の教科用図書の採択結果について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。本年度の採択につきましては、本年4月の教育委員会会議で決定していただきました、令和4年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針に基づいて進めてまいりました。

2、各学校における教科用図書の選定を御覧ください。各学校における教科用図書の選定につきましては、各学校の校長が教科用図書の専門的な調査研究に基づいた適正な選定を行うため、教科書選定会議等を設置し、調査研究を進めました。

三つの県立中学校、高等学校、特別支援学校の枠内に記載しておりますように、学校の教育目標等に基づいた独自の観点、令和4年度実施教育課程（案）、児童生徒の学習状況や障害の状況等を踏まえ、事務局が作成した教科用図書選定資料を参考に教科用図書の調査研究が行われ、原則として文部科学省発行の中学校用教科書目録の社会、歴史的分野、高等学校用教科書目録、特別支援学校用、小・中学部教科書目録に搭載された教科用図書のうちから、あわせて一般図書については、令和3年度一般図書契約予定一覧等を参考に、最も適切な教科用図書を選定しております。そしてその後、採択申請書、具体的な選定理由等を明記した選定理由書等が県教育委員会事務局に提出されました。

資料2ページの3、各学校の選定理由書等の審査を御覧ください。事務局では、各学校が選定した教科用図書が、各学校の令和4年度実施教育課程（案）等を踏まえ、適正に選定されているかどうかの点検を行うとともに、選定した教科用図書が当該校の児童生徒の状況を十分考慮して選定されたかどうかについて点検してまいりました。

三つの県立中学校におきましては、採択基本方針で定めた観点に基づき適正に選定されているとともに、学校の特色を生かしたものであり、選定理由も適切でした。

次に、県立高等学校について御報告いたします。県立高等学校につきましても、教育課程と選定教科用図書との整合性について点検したところ、全ての課程において適切に選定されておりました。また、選定理由につきましても、全ての課程において、複数の教科用図書を十分に比較検討し、具体的な生徒の実態を踏まえ、適切に示されておりました。

続いて、県立特別支援学校について御報告いたします。各県立特別支援学校につきましても、障害種別の観点を踏まえ、最もふさわしい教科用図書を選定するよう指導してまいりました。今年度におきましては、点検の結果、教科用図書について、全て適切な図書を選定しており、特段指導することはありませんでした。

以上の流れと指導の結果を踏まえ、県教育委員会として、これらの教科用図書の選定を適正とみなし、資料3ページ以降に示しておりますとおり、令和4年度使用教科用図書として採択しております。

県立学校の採択結果等につきましては、県教育委員会のホームページに掲載しております。各学校の選定理由書につきましては、県庁の行政情報コーナーで閲覧できるようにしております。

最後に、令和4年度に県内の市町立の義務教育小学校において使用する教科用図書の採択結果について報告します。資料の43ページを御覧ください。県内19の採択地区及び広島中等教育学校、福山中学校の中学校用教科用図書、社会、歴史的分野の採択結果でございます。

全ての採択地区において、社会、歴史的分野で新たに発行されることとなった教科書について調査研究を行い、採択権者の判断と責任により採択が行われたと聞いております。その結果、いずれの採択地区においても昨年度からの変更はございませんでした。

なお、この採択結果の一覧表につきましても、県のホームページに掲載しております。説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の概要につきまして、矢原義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

矢原義務教育指導課長： それでは、報告・協議 2によりまして、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について御説明いたします。

お手元の資料 1 ページを御覧ください。本調査は、令和3年5月27日に、小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部の第6学年453校及び中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部第3学年238校の全児童生徒を対象として実施いたしました。

3の教科に関する調査の結果を御覧ください。今回出題された学習内容について、小学校は、国語において平均正答率が全国を上回っております。算数において、平均正答率が全国と同程度でございました。中学校は、国語及び数学において、平均正答率が全国と同程度でございました。

それでは、各教科の中から小学校の国語を取り上げ、詳しく御説明いたします。

2 ページを御覧ください。一番上の二重線の枠内にありますように、小学校国語については、平均正答率が66%であり、全ての内容において平均正答率は全国より高くなっております。

その下、左側の正答数分布グラフを御覧ください。棒が広島県、折れ線が全国を示しております。グラフが右肩上がりの山型になっていることから、出題された内容についておおむね定着していることが分かります。

また、右側のグラフ、内容別平均正答率を見ていただきますと、広島県は国語の全ての内容において平均正答率が全国より高くなっていることが分かります。このグラフの下には、正答率上位2問と正答率下位2問を示しております。

4 ページの上の部分を御覧ください。小学校国語の特徴的な問題として、正答率の最も低い問題を取り上げております。四角 2、四の設問は、読むことの説明的文章を読み、分かったことをまとめる問題で、本県が30.6%、全国が29.7%と平均正答率が最も低い問題でした。この問題は、目的を意識して、中心となる語や文を見つけて要約することができるかどうかを見る問題であり、面ファスナーに関する資料を読み、面ファスナーが国際宇宙ステーションの中でどのように使われているかを50字以上70字以内でまとめて記述する問題でした。

こうした問題で求められている力を児童につけるため、指導方法の改善に当たっては、文章中から目的を意識して中心となる語や文を見つけて要約することや、複数の情報に関連づけて読むことに課題があり、要約の際には目的に応じて文章全体から必要な部分を選ばせ、内容を端的に説明するよう指導していくことが大切です。

次に、質問紙調査から分かることについて御説明します。5 ページを御覧ください。まずは、児童生徒質問紙調査項目の経年変化についてですが、将来の夢や目標がある、学校に行くのは楽しいに当てはまるとの回答をした児童生徒が、特に小学校で減少しております。

7 ページを御覧ください。学校の臨時休業中における学校の取組についてです。臨時休業期間中、学校が児童生徒に課した家庭学習の内容としては、小・中学校の約90%が教科書に基づく学習内容の指示や学校作成のプリント等の配布を課しており、同時双方向型オンライン指導を通じた学習は約1%という実態でした。

8 ページを御覧ください。学校の臨時休業中における児童生徒の学習状況ですが、臨時休業期間中、約6割の児童生徒が勉強について何らかの不安を感じているという結果になりました。コロナ禍においても、懸命に学習指導に当たった各学校の努力によって児童生徒の学力は維持されている一方で、児童質問紙調査では自己有用感が低下しているなど、児童生徒の心の面の影響が危惧されます。児童生徒一人一人の状況を把握し、適切な支援が進められるよう、各学校の取組を支援してまいります。

最後に、御報告しました全国学力・学習状況調査につきましては、今後、調査結果の

より詳細な分析を行いますとともに、各学校に校内研修支援プログラムI P P Oを配付いたします。平成30年度より提供していますこのI P P Oというプログラムは、調査結果のデータを読み込むことにより、自校のデータが表示された校内研修用のシートを作成することができる広島県独自のプログラムでございます。こうしたプログラムを提供することにより、各学校における調査結果の分析等に基づいた授業改善を支援してまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。この全国平均と比べた評価については、今後また分析をしてからということでもいいですか。あるいは、正答率40%未満の生徒の割合といったようなところも今後大事な数字になってくるわけですが、こういったところも含めて、今御説明いただいたこの結果は概要ということで、評価はまた改めてということでしょうか。

矢原義務教育指導課長： 今後、各市町教育委員会において管内の状況を、各学校においては個々の児童生徒の個人票を基に成果やつまづきを分析し、授業改善に向けた検討を進める予定でございます。まずは校内研修用プログラムのI P P Oを活用していただいて、各校の校内研修で活用していただきたいと思っておりますし、10月にはオンラインでの研修を今計画しているところでございます。

こうしたことを踏まえて、より詳細な分析を進め、授業改善につなげていきたいと考えております。

中村委員： 県教委としての取組の成果を図っていく重要な資料の一つだと思いますので、そういったところをしっかりと分析して評価していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

近藤委員： 7ページ、8ページの新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業との関係なのですが、まずお聞きしたいのが、臨時休業期間中というのが昨年の臨時休業のことなのかというのが一つと、2点目が、同時双方向型オンライン等、小・中学校では全国もそんなにたくさんの学校が双方向オンライン等をやったわけではないと思いますが、これを実施したところは、次のページの「勉強について不安を感じたか」とか、「計画的に学習を続けることができましたか」とかという質問への回答が変わってきているというか、双方向型だと変わっているのかどうなのか、その辺りの分析は出ているのか、これから出る予定なのかということをお教えください。

矢原義務教育指導課長： まず、この臨時休業中というのは、昨年度の新学期始まってすぐの4月、5月の休業期間のことを指しております。こういった中で不安を感じた、勉強に不安を感じたなどのアンケートの結果であると思っております。

2点目の御質問は当時の同時双方向オンライン等の状況ということですが、今の状況とは恐らく異なっていると思うのですが、これは国から提供いただいた資料でございますのでその相関関係までをここではっきり申し上げることはできませんけれども、いずれにしても双方向でお互いの顔を見る、子供同士が顔を見ていく、又は先生の顔を見ていくということは、子供たちの心の安定にも非常に繋がっていくと考えております。

平川教育長： 双方向の効果について、学校情報化推進課長、何かコメントありますか。

沖本学校教育情報化推進課長： ハード面で申し上げますと、昨年度の全国一斉の臨時休業の段階では、まだ市町に端末であるとかネットワーク環境であるとか、正に工事に入る段階でございまして、整備ができていなかった状況でございます。

昨年度末段階で申し上げれば、市町においてネットワーク環境、また端末の一人1台の整備は基本的に終えている状況でございます。

現在でございますが、市町によっては分散登校等でオンラインを活用した取組をされておられる市町もございます。また、コロナに関連して、濃厚接触者がいた場合に、その児童生徒に対してオンライン配信を行うといった取組もされているところもあると伺っているところでございます。

菅田委員： 意見と言いますか要望なのですが、広島県はやっぱりものづくりというか、工業生産額も県別では、ベストテンとは言わないですけども上位だと思うのですが、やはり中学校の数学が全領域で全国平均より低くなっておりまして、是非理数教育をもう少し改善いただければというのがお願いでございます。

矢原義務教育指導課長： 今回の調査でございますが、全国と同程度としておりますが、領域別を見ると小数点

第1位まで公表されておりますので、全国と比べると幾らか下回っている部分もありますが、調査の目的からしますと、平均正答率の上か下かを比較するものではなく、設問の正答率から授業改善を考えていくことが重要でございますので、おっしゃっていただいたように、まずは正答率の低かった問題に対して、指導改善のポイントを研修等でこれから周知してまいります。

それから、今年度で3年目となります中学校の教科教育推進研修というのがございまして、こちらの数学科においては各市町から推薦された中核となる数学の先生方が集まって、共同して授業づくり、また評価問題の検討を行っております。本県における数学科教育の研究の推進、成果の普及に現在努めているところでございます。

細川委員： 説明ありがとうございます。私も8ページにありますように小学校、中学校ともに半数以上が勉強について不安を感じていた中でこういう結果を出していただいたというのは、本当に現場の先生方は、消毒のこともあったでしょうし、いろいろな対応をしながら子供たちの学力と学習の状況について日々頑張っていたと理解しております。本当に感謝を申し上げたいということをお願いしまして、意見とさせていただきます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:45)

【非公開審議】

第4号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第6号議案－1 教職員人事について

県立学校教諭の交通事故及び虚偽報告に係る人事措置（停職 2月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第6号議案－2 教職員人事について

会計年度任用職員の広島県迷惑防止条例違反の疑いに係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:38)